

日本義肢装具学会用語集について

1. 基本事項

- 1) 日本義肢装具学会用語集は、下記の資料中の用語を比較し、推奨する用語（以下、義肢装具学会推奨用語）を見出し語として編纂したものである。
 - a. 義肢装具及び福祉用具に関連する JIS
 - b. 日本リハビリテーション医学会用語集（用語集では、リハ医学会用語集とする）
 - c. 厚生労働省の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（用語集では、厚生労働省算定基準とする）
- 2) 用語集の分類として、「義肢装具関連」と「福祉用具関連（義肢装具を除く）」に大別した。また、用語集の形式として、階層式と五十音式とした。階層式は、見出し語を分類し、上位・下位の関係を表した。五十音式は、義肢装具学会推奨用語を五十音順に並べ、対応する各資料の用語を併記した。
- 3) 編集方針を以下とした。
 - (1) 本用語集の対象として、本学会の会員ならびに義肢装具学の初学者を想定した。
 - (2) JIS を重視しつつ、臨床及び教育の場で使用される用語との整合を図った。
 - (3) 臨床及び教育の場で使用されているものの、資料にない用語は、用語委員会で協議し、必要に応じて、見出し語として採用した。

2. 階層式の表記法

- 1) 最大 4 階層とする。
- 2) 見出し語に下位の用語があるときは、右下に連ねる。
- 3) 見出し語のまとまりを表す分類を設定するときは、黄色の背景とし、その直下に連ねる。
- 4) 備考には、見出し語に対応する英語、同義語、領域（先頭に*を記す）および補足文・注釈（《 》内に表示）を記載した。

例：

骨直結型切断術	英 語：	osseointegration
樹脂注型	同義語：	ラミネーション
標準断端	領 域：	*上腕切断
整形靴	補足文：	《標準靴型を補正して製作される靴》

3. 括弧の用法

- 1) () 中の文字は、互換語を示し、直前の語句と入れ替えてもよいことを示した。用語の配列では () 内の語はないものとして配列した。

例 患肢（四肢）温存、四点（脚）杖
- 2) [] 中の文字は、省略可能語を示した。用語の配列では [] 内の語はあるものとして配列した。

例 両側支柱付〔き〕短下肢装具、〔ケーブル〕ハンガー

3) [] 中は補足説明事項として、見出し語の分類を記載した。

例 グリップ [姿勢支持用]、 制御レバー [能動フックの]

4) 五十音順で併記した各資料の用語の括弧は、それぞれの用法のまま記載した。

4. その他

1) 見出し語中の「付き」の送り仮名の「き」を省略可能とし「付〔き〕」と表記したのは、以下を根拠とした。

・「送り仮名表記のルール^[1]、通則 4」

活用のある語から転じた名詞および活用のある語に『さ』、『み』、『げ』などの接続語がついて名詞になったものは、もとの語の送り仮名の付け方によって送る。

許容 読み間違える恐れのない場合は、・・中略・・、送り仮名を省くことができる。

・「法令における漢字使用等について^[2]、2. 送り仮名の付け方について、複合語」の例に、『付』を含む語で“き”を省略した下記 2 点が掲載されていた。

『期限付』、 『条件付採用』

2) “〇〇継手”の関節名〇〇の位置

JIS T0101 (2015)では、関節名が継手の直前に位置するよう統一がなされていた。そこで、義肢装具推奨用語も同様とした。

例： 単軸肘ヒンジ継手 => 単軸ヒンジ肘継手

参考文献

[1] 「送り仮名表記のルール」, 昭和 48 年 6 月 18 日内閣告示第 2 号・昭和 56 年 10 月 1 日内閣告示第 3 号 改正.

[2] 「法令における漢字使用等について」, 平成 22 年 11 月 30 日内閣法制局長官決定.

以上

用語委員会
2018 年 11 月